

出雲市と国立大学法人島根大学教育学部との
トキの放鳥・野生復帰に係る調査研究等に関する協定書

出雲市と国立大学法人島根大学教育学部（以下「教育学部」という。）は、平成 22 年 8 月 4 日付け締結の「国立大学法人島根大学と出雲市との包括的連携協定に関する協定書」第 2 条（6）に基づき、出雲市が放鳥・野生復帰を予定しているトキに関して、次のとおり協定を締結する。

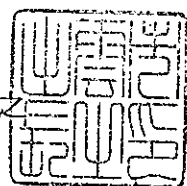
- 1 この協定は、教育学部が行うトキの餌資源調査並びに行動・生態等に関する調査（以下「トキに関する各種調査」という。）を対象とする。
- 2 教育学部は、出雲市に対してトキに関する各種調査の計画書を提出し、出雲市がこれを認めた場合、教育学部は出雲市が保有するトキに関する必要な情報の提供を受けることができる。
- 3 教育学部は、提供を受けた情報をトキに関する各種調査に限り使用するものとし、取扱いにあたってはこれを適正に管理するものとする。
- 4 教育学部は、トキに関する各種調査が終了したときは、年度ごとに、出雲市にその成果を報告することとし、各種調査により得られたデータ等の活用については、出雲市と教育学部が協議して定めるものとする。
- 5 出雲市及び教育学部は、トキに関する各種調査研究の実施過程におけるノウハウ等に係る知的財産権、技術的成果の取扱い等については、出雲市と教育学部が協議の上決定する。
- 6 この協定の有効期間は、締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとし、教育学部又は出雲市からの申し出により、双方が合意した場合は、更新できるものとする。
- 7 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、出雲市と教育学部が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、出雲市と教育学部が記名押印の上、各自 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日

出雲市

出雲市長 飯塚 俊



国立大学法人島根大学教育学部

学部長 縄田 裕

